

法務委員会
議録
第十一号

昭和二十七年十二月十三日(土曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 田嶋 好文君

理事 松岡 松平君 理事 小畑虎之助君

理事 石川金次郎君 理事 猪俣 浩三君

小林 錦君 佐治 誠吉君

花村 四郎君 福井 盛太郎君

松永 東君 清瀬 一郎君

後藤 義隆君 木下 郁君

田万 廣文君 古屋 貞雄君

出席國務大臣

法務大臣 犬養 健君

外務大臣 岡崎 勝男君

出席政府委員

國家地方警 齋藤 昇君

警察本部長官 齋藤 昇君

外務事務官(國 伊関佑二郎君

際協力局長)

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

十二月十三日

委員久野忠治君辭任につき、その補
欠として松山義雄君が議長の指名で
委員に選任された。

十二月十二日

檢察官の俸給等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出第二〇
号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出第二一
号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

檢察官の俸給等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出第二〇
号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出第二一
号)

人権擁護に関する件(鹿地亘關係事
件)

○田嶋委員長 これより會議を開きま
す。

國連軍の裁判管轄權に関する件に關
連し政府より發言を求められておりま
す。これを許します。

その前にちよつと政府に申し上げま
すが、清原通達の内容を本委員会にお
いて政府が資料をもつて発表いたしま
す中に未発表の分がありまして、これ
が取扱ひに對してきう当委員會の理
事會においてお諮りいたしましたのであり
ますが、理事會におきましては政府の
悪意のない点を認め、また事情もこれ
を了承いたしましたのでございます。しか
し今後の取扱ひに對して何らかの政府
の意思を聞いておきたいという意見が
出ておりますので、この点についての
大臣からお答えを願つておきたいと存
じます。犬養國務大臣。

○犬養國務大臣 この問題につきまし
ては、当初、今日もあるいは秘密會を
お願いしようかとも存じましたが、秘
密會なんというものは、なるべくしな

い方が民主主義政治に沿うゆゑんであ
ると存じまして、あえて公開の席で御
説明をいたしたいと存じます。

昨日この問題につきまして、當委員
會が理事會を開いていただきまして、
お手数をかけまして、まことに恐縮に
存じております。問題は、本年の六月
二十三日にいわゆる第二清原通達、刑
政長官の清原氏から各檢察長あてに発
しました通牒の内容でございしますが、
本文の全文はすでに當委員會の諸君に
御配付をいたしましたのでございます。問
題の前書きの点なのでありますが、そ
の前書きには、この基準は特に外交上
の理由もあるもので取扱ひとし、國連軍
側に対してもこれを内示しないこと云
云ということがあります。これは當
時の情勢を判断いたしましたして、私の政
治責任において、御配付の中からこの
前書きを除いたのでございます。率直
に申し上げまして、秘密會をお願いい
たしまして、その前書きを明示いたし
たいということも考えたのでございま
すが、當時は英米露兵の事件のまづ最中
でありまして、秘密會を法務當局がおし
願ひすること自体が社会の注目、少し
大げさに言いますと、國際的な注目を
浴びる結果、當世は言論機關の方々も
非常に腕もよろしく勦もよろしくてか
ねがね尊敬しておるのであります。が、
秘密會を開いたところで、一種の國際
的広告にもなり、内容も必ず記者諸君
の敏腕によつて抜けるという判断を私
の責任においていたしまして、あえて
これを省いたわけであります。これも

あとからの御報告で済まないものであり
ますが、何かもう一つ秘密會をお願い
するような場合に、あわせて一本とい
う形でこのことも率直に申し上げ、謙
虚な態度をお示しいたしたい、こうい
うふうに次官及び檢察總長と打合せて
いたわけでございます。できれば、あ
の事件が済みました直後において、秘
密會をお願いして発表することが、法
務當局として最も妥当な態度であり、
かつ委員會を尊敬するゆゑんであると
思つたのであります。それが遅れま
したことは、まことにこちらの法務當
局として相済みないことと考えており
ます。今後長い年月の間に同じような
ことが起らないとも限りませんが、そ
のとときには、率直に委員長並びに理事
諸君とまずお打合せをして、どうやつ
たら機密を保持しながら、國の最高機
關である國會の委員會を尊敬するゆゑ
んになるか、虚心坦懷に御相談して、
再びこういう手違ひのないように心が
けたいと存じております。この点、委
員會の委員諸君に對しても、いろ／＼
お手数をかけたことを虚心おわびを申
し上げ、今後の私どもの戒めといたし
たいと存じております。

○田嶋委員長 ただいまの犬養法務大
臣の發言に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田嶋委員長 次に檢察官の俸給等
に関する法律の一部を改正する法律案並
びに裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案、兩案を一括議題
といたします。
政府より提案理由の説明を聴取いた
します。犬養法務大臣。

檢察官の俸給等に関する法律の
一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律の
一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律(昭
和二十三年法律第七十六号)の一部
を次のように改正する。

第一条中「第一号から第十八号ま
で」を「第一号から第十六号まで」
に、「及び夜勤手当を、夜勤手当及
び宿日直手当」に改める。
第九条中「五万円」を「六万九千円」
に、「二万八千二百円」を「三万八千
八百円」に改める。
別表を次のように改める。

別表

区	分	俸給月額
檢事	總長	八八、〇〇〇円
次長	檢事	七二、〇〇〇円
東京高等檢察庁檢察長		七八、〇〇〇円

検 事																その他の検事長
十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	
一五、二〇〇円	一七、一〇〇円	一九、二〇〇円	二一、六〇〇円	二三、三〇〇円	二五、一〇〇円	二八、四〇〇円	三一、九〇〇円	三四、五〇〇円	三五、九〇〇円	三八、八〇〇円	四三、三〇〇円	四六、三〇〇円	五一、二〇〇円	五六、七〇〇円	六二、六〇〇円	七二、〇〇〇円

1 附則
この法律は、公布の日から施行し、第九条及び別表の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

2 検察官が昭和二十七年十一月一

日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による俸給その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部

を次のように改正する。
第九条中「第一号から第十八号まで」を「第一号から第十六号まで」に、「及び夜勤手当」を、「夜勤手当及び宿日直手当」に改める。
第十五条中「三万九百円又は二万

八千二百円」を「四万三千三百円又は三万八千八百円」に、「四万二千二百円」を「五万六千七百円」に改める。
別表を次のように改める。

副 検 事																
十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十八号	十七号	
一一、五五〇円	一二、四五〇円	一三、四〇〇円	一四、六〇〇円	一五、二〇〇円	一七、一〇〇円	一九、二〇〇円	二一、六〇〇円	二三、三〇〇円	二五、一〇〇円	二八、四〇〇円	三一、九〇〇円	三四、五〇〇円	三五、九〇〇円	一三、四〇〇円	一四、六〇〇円	

別表	区 分	報 酬 月 額
最高裁判所長官		一一〇、〇〇〇円

最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官
八八、〇〇〇円	八二、〇〇〇円	七八、〇〇〇円

判 事 補											判 事				
十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	五号	四号	三号	二号	一号
一三、四〇〇円	一四、六〇〇円	一五、二〇〇円	一九、二〇〇円	二一、六〇〇円	二三、三〇〇円	二五、一〇〇円	二八、四〇〇円	三一、九〇〇円	三四、五〇〇円	三五、九〇〇円	四六、三〇〇円	五一、二〇〇円	五六、七〇〇円	六二、六〇〇円	六九、〇〇〇円

簡易裁判所判事														
十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
一三、四〇〇円	一四、六〇〇円	一五、二〇〇円	一九、二〇〇円	二一、六〇〇円	二三、三〇〇円	二五、一〇〇円	二八、四〇〇円	三一、九〇〇円	三四、五〇〇円	三五、九〇〇円	三八、八〇〇円	四三、三〇〇円	四六、三〇〇円	五一、二〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、第十五条及び別表の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

2 裁判官が昭和二十七年十一月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による報酬その他の給与の内払とみなす。

○大審院長 ただいま議題になり、ました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の修正を提出いたします。

給等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を便宜一括して御説明申し上げます。

政府は、最近における生計費及び民同の賃金の変動その他の事情にかんがみ、まして、国家公務員の給与を改善する等の必要を認め、今国会に一般職の職員等の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員等の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。現に御審議を仰いでおりますことはすでに御承知の通りであります。

そこで、裁判官及び検察官について

も、一般職の職員等の例にならしまして、その給与を改善するの必要を感じましたので、この両法律案を提出した次第でございます。

次に、この両法律案におきましては、新たに一般職の職員に支給されることとなつた宿日直手当を従来の夜勤手当等と同様裁判官及び検察官に対しても支給しないことを定めるほか、他の法律の改正に伴う法文の整理のための規定を設けております。

なお、附則におきましては、一般の政府職員の例にならしまして、この法律案中報酬または俸給月額額の改正に関する規定を本年十一月一日にさかのぼって適用すること等の必要な経過規定を定めました。

この両法律案におきましては、右の趣旨に従ひまして、裁判官及び検察官の報酬または俸給の額を増加するため、両法律の各別表を改正するとともに、裁判官の報酬等に関する法律第十五条と検察官の俸給等に関する法律第九條に定める報酬または俸給の各月額を改正することとしたしましたが、改正後の別表及び右各条に定める報酬または俸給の各月額を、現行のそれに比較しますと、その増加倍率は、一般の

政府職員の俸給月額額の増加倍率と同様でございます。

以上がこの両法律案の提案の理由でございます。何とぞよろしく願ひいたしたいと存じます。

○田嶋委員長 次に人権擁護に関する件のうち、鹿地亘君関係事件について調査を進めます。

伊関局長がまだ見えませんから、しばらくお待ちください。外務大臣はもう見えます。——外務大臣が参りましたので外務大臣にこの場合人権擁護に関する件のうち鹿地亘君関係事件につ

いて調査を進めるのでございますが、今までの外務省としての経過、おわかりになりました事実を御報告願いたいと存じます。

○岡崎国務大臣　事実の調査の方は主として国警なり検察庁なりをお願いしているのであります。私の方は当委員会で行われた証言であるとか、その他の材料あるいは国警等で収集しました材料を先方に渡しまして、そうしてこの材料についての正否を至急調べるように、またこれに関連してその他の真

相兜明に役立つような資料を至急提出するように要求いたしております。なお占領中のことはともかくとして、占領後におきまして、かりに不法監禁等

の事実が明らかになつた際は、これに對して日本政府としてとるべき措置もいろいろあると思いますが、これにつきましては、あらかじめ先方にも事の重要性をよく認識するように話しておきました。その結果、アメリカ側でもすでに発表いたしました通り、もしかかる事実があつた場合には、責任者に

対して必要な懲罰その他の措置をとるということを発表いたしておりますが、いまだ真相というものが非常にはつきりいたしておらない現在の場合におきましては、まずこの真相をきわめ

ることが必要である、こう考えま
て、アメリカ側にはもちろんのこと
ありますが、**国警側**にもアメリカから
連絡のあつたことは伝えるが、**国警側**
も直接いろいろ調べております。事

急を要するものですから、非公式にはアメリカ側にも連絡して、国警側で材料の収集に当つておる、こういうふうにやつております。

○田嶋委員長　ただいま伊関国際協力

局長が出席されております。先般伊関国際協力局長から、鹿地事件に關しまして、鹿地氏がスパイ行動をしたことを齋藤國警長官が確認したという御発言がございました。その後齋藤國警長官の当委員会における質問に対するお答えには、スパイを確認したという事實はない、こう答えて、両者の間に何か発言の齟齬を来しておるように見えるのでございますが、この件に対して伊関局長から何か御発言があれば、この際発言を許します。

○伊関政府委員　私が申し上げたいと思ひましたのは、米側の発表は、鹿地氏がスパイである、この事件の詳細については国警当局に通報して、国警当

りまして、これが国警当局に通報されて、そして国警当局が調査中であるということは国警長官が認めておる。そこでこの発表に同意しましたというふううに私は申し上げたかったのでございますが、言葉が足りませんのでそういうふううに間違われた、こう考えます。

○猪俣委員 外務大臣にお伺いいたします。外交交渉に移られておることばかりですが、アメリカ側にいかなる調査の要求をせられておるのでありますか。その調査要求の内容をお漏らさ

願いたいと思ひます。どういふ点について報告を求められておるか、報告を求められておる事項について御報告願ひたい。

○岡崎國務大臣　私の方で關係いたしてありますのは、主として、十一月で

ありましたか、そのときの鹿地を選擇した理由、状況、その後の本人に対する待遇、特に四月二十八日以降における不法監禁の事実の有無、こういうこと

点が調査の対象になつております。

○猪俣委員 それらの点につきましては、中間的な報告も何もアメリカ側からないのでございますか。実は本日の新聞を見ると、UP電が何かで、アメリカ大使館の談というものが出ておるようであります、ああいうことは、日本の外務省には正式に向うから何とも言つて来ないわけなんですか。

○岡崎岡務大臣 まだ正式には言つて参つておりません。

○猪俣委員 その交渉の経過におきま

して、向うがどうも不法監禁のような状態があるらしいというようなことを認める動静もないわけですか。

○岡崎国務大臣　これは正直に申しま

す。と、ただいまのアメリカ大使館の
 たちには、やはり寝耳に水のようなこ
 とであつて、知らなかつたらしいので
 あります。従ひまして、そういうらし
 いというような知識もないのであつ
 て、むしろアメリカ大使館側でも事
 を全然承知していなかつたことにつ
 いては、はなはだ内部の連絡が十分で

いという点について、アメリカ大使館としても、いろいろ考えさせられておる点があるようであります。ただいま私の想像するところでは、強く各方面に対してその材料の提供を要求しておるようであります。

るよりである。○猪俣委員　なお外務省としては、ふしかりに不法監禁があつたといふしきすなれば、その責任者、その人物の屋敷におる機関としての位置、さやうなものについても調査するよう要求され

ておるのですか、その点を承りたい。

○岡崎國務大臣　これは正式の申入れといいたしましては、本件に関するすべ

ての事実を調査して報告するように
特に先ほど申しましたような不法監禁
の關係について特に要求をいたしてお
ります。正式の要求の中には、一々こ
まかく何月何日どうであつた、どうで
あつたというようなことは書いており
ません。それは別に当委員会の資料で
あるとか、国警の持つておる材料であ
るとか、こういうものをすべて先方に
渡しまして、これについて一々調査し
て知らせてくれということをやつてお
りますが、正式の公文の中には一括し

て、土地事件に関する調査、特に不法廢禁に関する調査、こういうことで要求しております。

○猪俣委員　交渉の経過はわかりま

たかそこでこれは当選委員会における調査におきまして、ほぼ不法禁をしておつたという事実は明確になつたと思つたであります。アメリカ側のいろいろの情報も、ほぼそれを認めるに傾いておるよう考えるのであります。が、もし、かような不法監禁があつたといふならば、それに対す

る対策は、今すでに外務省としては考へになつておるはずだと思つてゐります。そこで向うの回答によりまして事実の真相がわかり、不法監禁の状態でゐることが認識されましたならば、どういふふうな要求をアメリカ政府に提出するに當てては、

府になさるお考えであるかを承りたい
 と思います。

○岡崎国務大臣　これは事実に基づいて
 おのずから要求の限度も違つて参ります。
 しかししながら普通に、これは個々

の具体的事実ではなく、普通にこういふ事件があつた場合、たとえば今の場合なら日本側がアメリカ側に要求するやうな筋道は、第一にはアメリカ政府

の説罪第二にはかかる事件の再発を防止するだけのアシユアランス、保証でありますか、それから第三には責任者の処罰、第四には関係者に対する損害の補償、それから第五には、もしなういうことがあつた場合ですが、たとえばそういう不法なことを行つた機関の国外退去、こういうようなことが普通の筋道の要求事項になります。しかしながら、具体的事実とそれを当てはめて、その中のどれをやるべきであり、どれは必要ないというやうなことは事

○猪俣委員 今の点はよくわかりました。そこでなおお確かめたいところは、法務関係の方が主として御意見を承る相手かもしれませんけれども、

外務大臣としての心構えをお聞きいたしたのには、鹿地亘なる人物が今国警が宣伝いたしておりますがごとくかりにスパイ事件に関係ありといたしましても、われ／＼の見解から言うならば、四月二十八日以後は日本に引渡さるべきものであり、アメリカがこれを

車舞しておくことには、固執がないから、行動をやつた疑いによつて抑留したものでありといひましたが、不法監禁である事実にはかわりがないと考えられるのでありますが、その点についていかなる御所見をお持ちであるか承り

たいと思います。

○岡崎国務大臣　私も鹿地氏がいかたる行動をとつておつたかということと、かりに不法に監禁しておつたとすれば、その事実とは直接の関連はない

と考へております。もつともこれは御承知のように平和条約におきまして、占領中の占領軍なるものは平和条約發効と同時にその存在はなくなります。

れども、残務整理、船待ちその他の関係で九十日間はその一部の権限を依然として保有することになっております。その関係が何らか本問題に連関があるかどうか、これは法理的には別問題であります。原則的に言えば、平和条約締結後は、少くとも鹿地氏にしろの行為があつたとしても、それと監禁してゐるという事実とは別問題として考えなければならぬ、こう思つております。

○猪俣委員 なおこれはとつびな質問かもしれませんが、たとえばわが国会におきまして事実の真相をきわめたいために、アメリカ側の証人を呼んで事実を調べたいと思ふような場合におきまして、外務省においてさうな証人の出頭をあつせんし得るものなりやいなや、それをお尋ねいたします。

○岡崎國務大臣 これは今とつびで私も法律関係その他を調べてみたいといふわけですが、あつせんをするかと言われるならば、法律上できることならばあつせんはいたします。ちよつとその根本的なところはつきり私にはわかりませんが、できるだけ当委員会の要求については御希望を満たすようにという原則的な心構えは持つております。

○小林(鏡)委員 一点だけ外務大臣にお伺いしたいのです。鹿地が自由の手記といふものが、それを向うに書いて渡したのが、昨日伺いますと、今国警長官の手元にあるというのであります。これは外務省を経て国警長官の手元に渡つたんだと思ひますが、どういふ機関を通じて向うからこちらの外務省に來ておるのですか。またおそらく向うの大使館の方面だろうと思ひます。

が、その手記を手に入れた機関からどういふふうにして大使館方面に渡つたのか、その詳細の経路がわかりましたならばこれを答へ願ひます。

○岡崎國務大臣 これは先ほど猪俣君にお答えしましたように、正式には外務省を通じてアメリカ大使館に話をし、アメリカ大使館から各アメリカの機関に連絡を求めるのであります。機密のこともありますので、国警等は必要に応じて直接先方と連絡をいたし、先方と話をいたしてあります。今おつしやいました自由の手記ですが、さういふ種類のものは、私の記憶では外務省を通じて來たものでないの、直接国警の方に渡つておるやうに考えます。

○小林(鏡)委員 それでは国警長官にその点についてお伺いいたします。

○田嶋委員 外務大臣にお聞きですが、田万君。

○田嶋委員 たいだいま猪俣氏から外務大臣に質問がありましたが、あつせんといふ言葉を使われたのですが、私どもは見るところでは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定、この協定の精神をよくかみわけて考えてみますと、鹿地氏に事件に連関したアメリカの国籍を發表するために当然出席せられる国際的な義務があるといふことは、私どもの意見に対してどういふお考えをお持ちであるか、その御意見を承りたいと思ふのです。あつせんといふやうなものではなくして、条約上の精神から考へて義務があるかと考へる。

○岡崎國務大臣 私には、ちよつと今行政協定を持つておりませんのでわかりませんが……。

○田嶋委員 ここにあります。

○岡崎國務大臣 その関係のところを御説明願ひませんか。

○田嶋委員 たいだいま申し上げました行政協定の前文の末尾に「また、日本国及びアメリカ合衆国は、安全保障条約に基く各自の義務を具体化し、且つ、両国民間の相互の利益及び敬意の緊密な結合を強化する実質的な行政取極を締結することを希望する」といふ文句があるのです。この精神を私どもが深く考へるときに、たいだいま申し上げたやうな結論が出て参ると考へるのです。

○岡崎國務大臣 三条ですか、何条ですか。

○田嶋委員 前文です。

○岡崎國務大臣 私はこの前文は、その目的は日本国内及び付近に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の配備を規律する条件をつくるものであつて、それについてはアメリカ側も日本側も、いづれも義務があるわけでありまして、その義務を具体化し、そしてそれを具体化するにあつては、相互の間に緊密なきずなを強化するといふ一般的な規定でありまして、これから直接にさういふことは出て来ないと思ひます。これは今當座のお答えで正確でないかも知れませんが、私にはどうもさういふふうには思ひます。

○田嶋委員 なおさらにお尋ねしたいのは、行政協定第十六条をごらんになつていただきたいと思ふのです。その条文によりますれば、「日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特

に、政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。」、かういふふうな明文もあるのです。外務大臣の御答弁のごときことがあるならば、またそれが正当であるとするならば、鹿地氏のような、かりに不法監禁といふやうな事件が起きた場合、両国民間における国際協力の義務といふものは、まつたく抹殺されてしまふ結果にならうと思ひます。さういふ点も思ひ合せていろいろ考へた場合に、この行政協定の明文のみならず、行政協定の根本に横たわつておる精神といふものから考へて、当然私は鹿地氏に對する不法監禁をなした方々を當委員会に呼び出して、これを取調べる権限があるかと考へるのですが、もし外務大臣においで、たいだいま即刻お答えが、法律的にあるいは外交問題の立場からむづかしいとすれば、よく研究して答へていただいてもつけようですか、その点あわせて申しておきたいと思ひます。御答弁をお願いいたします。

○岡崎國務大臣 これは日本の法令を尊重する義務は、当然駐留軍の構成員とかその家族は負つております。従いまして、もし駐留軍の構成員なりその家族なりがこの事件に關係しておつて、さうしてこれが不法監禁であるといふやうな事実が明らかになりますれば、義務違反といふことになりまして、義務違反となつた場合に、行政協定では先方にその犯罪の裁判をせしめ、その判決を正当に下させるやうにとりきめております。従ひましてこちら側が、これは軍人、軍属その他家族に限ることではあります。その場合に、行政協定の趣旨から當委員会に出頭を命

ずるといふことが妥当であるやいなやは、研究してみませんと私は即答いたしかねますが、たいだいま猪俣委員にも申しました通り、もしさういふ事件が真実であるといふことがつきりいたしますれば、この義務違反でありますし、また一般的にいって、かりに軍人、軍属あるいはその家族でないほかの人がやりましたとすれば、日米国交の一般的な關係からしまして、たとへばアメリカ政府から謝罪を要求するとか、あるいはさういふことの再発を防止する保証を得るとか、あるいは本人の処罰を要求するとか、さういふいろいろの種類のことが出て来るのであらう、さう申したのであります。

○田嶋委員 岡崎外務大臣は、先ほど申し上げましたやうに時間が來ておりますから簡単に。

○田嶋委員 私どもはこの鹿地氏の事件を調査いたしております目的は、真実がどこにあるかといふことを取調べたいためにやつておるのです。公平な立場でこの事実をきわめたいといふのが目的でありますからして、その立場からいつても、この委員会によつて私どもが取調べをいたしておるのは日本人側だけでございます。従つて公平に真相を打明ける機会をアメリカ側にも与えて、その結果において調べたいといふ考えから、私どもはこれを申し上げておることを、外務大臣は深く認識されまして、外交交渉によつて、この委員会に當該關係者を出頭せしめるといふやうな協力をせられるお考えがあるかないか、これを最後に承つておきたいと思ひます。

○田嶋委員 岡崎外務大臣は、先ほど申し上げましたやうに時間が來ておりますから簡単に。

○田嶋委員 私どもはこの鹿地氏の事件を調査いたしております目的は、真実がどこにあるかといふことを取調べたいためにやつておるのです。公平な立場でこの事実をきわめたいといふのが目的でありますからして、その立場からいつても、この委員会によつて私どもが取調べをいたしておるのは日本人側だけでございます。従つて公平に真相を打明ける機会をアメリカ側にも与えて、その結果において調べたいといふ考えから、私どもはこれを申し上げておることを、外務大臣は深く認識されまして、外交交渉によつて、この委員会に當該關係者を出頭せしめるといふやうな協力をせられるお考えがあるかないか、これを最後に承つておきたいと思ひます。

も外務大臣に発議がありましたように、研究していただくこととありますが、研究してお答え願いたいと思ひます。

○岡崎国務大臣 今行政協定の条項に基いてそういうお話がありました。行政協定の各条項については、今申したいようにこちらで裁判をするという趣旨になっておりませんが、いろいろこれは国際的の含みもありましようし、アメリカ側としても日米国交ということとを非常に重要視しております。この真相をはつきりさせることについては全力を尽しておるのであります。どういう処置が妥当であるかということ、今後さらに十分研究いたしまして、その上でお答えをいたしたいと思ひます。

○古屋委員 関連して……
○田嶋委員 一言だけ許します。
○古屋委員 ただいま國警長官に対するアメリカ側から交付された鹿地の署名の書面、外務大臣は自分の手を経過してなかつた、こうおつしやつておりますが、國警長官の方からさうな文書がアメリカ側から渡されたという御報告なり連絡があつたかどうか、その点を外務大臣にお聞きしたい。

○岡崎国務大臣 聞いております。
○古屋委員 しからばアメリカ側に対する事実調査の要求について、かような要求があるからこの点についても調査をしてもらいたいという申出の交渉があつたかどうか。これは具体的にアメリカ側から鹿地の署名の書面が國警長官の手に来ておるといふ事実がありますれば、当然アメリカ側からこれを所持したという人間がすぐ明確になるはずである。さうな最も具体的な

調査のできるような方法を相手側に申し入れて調査をしていただくことが、外務省の当然の義務であると思ひます。さうな手続をとつたかどうか。

○岡崎国務大臣 これは私は常識的に考えまして、國警長官がかりに直接にアメリカ側からさういふ書類をもらつたとすれば、調査してみるまでもなく、だれが持つて行つたかということ、國警長官自身がよくおわかりのことと思ひます。従ひましてこのさういふ事実があるという事はアメリカに通報してありますが、この点について特に調査してくれということは言つておりません。

○古屋委員 そういたしますと、外務省では単なる抽象的な調査の申出にすぎないのでございませうか、私はそれでは國民は納得しないと思ひます。特別に相手方が安易な方法で調査し得られる方法を外務省が御承知ならば、それを指摘して、さういふ事実があるから特に御調査をお願いしたいという申出が、本件の真相を明らかにする早道だと私は思ふ。それからさういふ一つは、さういふ事実がわかるならば、明確に鹿地の書類の所持者がわかりますので、ただいま猪俣君なり田万君から申したように、その所持者について、提出者について、当委員会に頭を求めることに対しての御要求を具体的に示していただく確信があるかどうか、お尋ねします。

○岡崎国務大臣 先ほど私が猪俣君にお答えしていたのを聞きにならなかつたのかも知れませんが、初めの御質問についてはかなり詳しくお答えをしたのであります。繰返して申せば、われわれの正式の要求は、鹿地事件につ

いての全部の調査であるけれども、特に重点は不法監禁のところにおいて調査を進めるように要求をいたしておる。しかし同時に当委員会の証言や、その他鹿地氏の声明といふもの、発表したものや、その他國警の有する材料のほかにすべてこれを先方に提出し、これに基いて具体的な調査をするように要求いたしておる、さういふのであります。でありますから、決して抽象的にただ調査してくれと言つたのではなくして、一々具体的に事実を示して、この点はどうであるかというふうな調査を要求しておるが、正式の調査の要求の文書は一通のことであるから、さういふことを書いて

ない。先ほど申したように一般的に調査を要求すると同時に、特に不法監禁ということについての事実の調査を重点的に調べるように要求している。他の材料はそれ／＼その都度入手次第先方に渡して、それ／＼に基いて具体的な回答を求めておる、さういふのであります。——なおこの文書の所持者等につきましては、これは私は國警等の取調について、いろいろ関連する事項もございまいと思ひますから、國警長官等のいろいろ調査の結果に基きまして、さういふ点はきめられることと考えております。

○田嶋委員 岡崎外務大臣に対する質疑はこれで打ち切ります。
先ほどの小林君の質問に対して、齋藤國警長官から……

○齋藤國警長官 政府委員 お答え申し上げますが、小林さんのお尋ねは、鹿地氏の自由書をどうして手に入れたかというお尋ねでありましたか。

○小林(鈴)委員 そうです。それがど

ういう機關を通じてどういふふうにあるたの手に入つたか。

○齋藤(昇)政府委員 鹿地氏の自由書は先般私の方である事件で送致いたしました。必要があると思ひましたので、私はさういふ資料はお前の方に尋ねたのであります。尋ねました理由は、さきにアメリカ大使館を通じて、鹿地氏は昨年末当方の機關において取調べた事実がある。しかしその後釈放したという発表がありましたから、そのときの取調べの内容の中に、必要な事項として、あるいは資料がどこかにまわつておられるのではないか。それから鹿地氏の声明書でありましたが、心ならずも自由をした、これは本心ではないといふことがございました。私の今國警の方で取調べております事件は、そのことと関連をいたしますもので、さういふ書類があれば私の方の取調べに非常に便宜があると考へましたから、さういふ資料もまわつておるであらうと考へるところに私は照会をいたしましたのであります。そこで向うでは相談の上で、じやその資料を渡すから、お前の方の事件の参考の資料にしたらよからうというので私は報告を受けたのであります。さういふ次第でございませう。それはさういふ機關であるか、これは向うのいろいろ調査機關があるが、どんな機關があつて、どのだれといふことは、私は申し上げるわけには参りません。

○小林(鈴)委員 そうしますと、鹿地氏の手記を取寄せるといふことにお答えがついたのは、今お取調べ中の某事件の被疑者からさういふもののあるこ

とを言つたので、あなたが取寄せられる考へをつけたのか、あるいは当委員会において猪俣委員が鹿地氏の自白の手記があるといふことを言つたので、あなたが取寄せようになられたのか、それはどちらですか。

○齋藤(昇)政府委員 ただいま申しましたように、必要は私の方の事件の取調べから、今申しました自白書なるものがあれば非常に便利である、これをほしいといふのが動機であります。なぜさういふものがあるかということに気がついたかということにつきましては、向うが取調べをしたといふことを発表しておりますし、鹿地氏は告白書を心ならずも書いた、さういふこととありましたが、あるいはさういふものが私の希望する資料に一致しておれば幸いであると思つて取寄せた次第であります。

○小林(鈴)委員 そうするとただいまお調べ中の——先日某スパイ嫌疑事件と言われましたが、その調べの方面から鹿地氏の手記といふものが出て、さうしてお取寄せになつたのですか、この委員会からではなく、その者から鹿地氏の名前が出て、あなたが取寄せになるようになったのですか。

○齋藤(昇)政府委員 鹿地氏の名前が出たか出ないか、ちよつとこれは今捜査中でありませうので、その点は差控へさせていただきます。その点は差控へさせていただきます。その事件を取調べるの書類があればいい、さういふことに非常に都合がいい、さういふことに基づいて、私はさういふものはないかといふことを聞いたわけでありませう。

○小林(鈴)委員 そうするとその手記をお取寄せになるあなたの動機は、当委員会が猪俣氏が言われたことによる

とを言つたので、あなたが取寄せられる考へをつけたのか、あるいは当委員会において猪俣委員が鹿地氏の自白の手記があるといふことを言つたので、あなたが取寄せようになられたのか、それはどちらですか。

○齋藤(昇)政府委員 ただいま申しましたように、必要は私の方の事件の取調べから、今申しました自白書なるものがあれば非常に便利である、これをほしいといふのが動機であります。なぜさういふものがあるかということに気がついたかということにつきましては、向うが取調べをしたといふことを発表しておりますし、鹿地氏は告白書を心ならずも書いた、さういふこととありましたが、あるいはさういふものが私の希望する資料に一致しておれば幸いであると思つて取寄せた次第であります。

○小林(鈴)委員 そうするとただいまお調べ中の——先日某スパイ嫌疑事件と言われましたが、その調べの方面から鹿地氏の手記といふものが出て、さうしてお取寄せになつたのですか、この委員会からではなく、その者から鹿地氏の名前が出て、あなたが取寄せになるようになったのですか。

○齋藤(昇)政府委員 鹿地氏の名前が出たか出ないか、ちよつとこれは今捜査中でありませうので、その点は差控へさせていただきます。その点は差控へさせていただきます。その事件を取調べるの書類があればいい、さういふことに基づいて、私はさういふものはないかといふことを聞いたわけでありませう。

か、あるいは某事件の被疑者から鹿地氏の名前が出て、そうしてこの手記の話が出たためであるか。これは今捜査の秘密であるから、ここで申し述べるわけにはいかぬ、こういうことになりすか。

○齋藤(昇)政府委員 その点はずきり申します。私の方の取調べ中の事件に關係をして必要を生じたのであります。そこでそういう資料がここにありはしないかというヒントをアメリカ側の声明と鹿地氏の声明というものから得まして、そこに行けば私の欲する資料があるであろうというので、向うに依頼をしたわけです。

○小林(鏡)委員 それは両方ですか。

○齋藤(昇)政府委員 一方はどこにあるかというのを考え出したのはヒントです。私の取調べております事件の被疑者が、向うの方にそういう資料がありましようというようにことを言ったものではございません。被疑者を調べて参りますとこの事件と關係をいたします。この關係の書類があれば被疑者を取調べるのに非常に都合がいい、かように考えた次第であります。

○小林(鏡)委員 それではお伺いしますが、その手記の日づけはいつになつておりましたか。

○齋藤(昇)政府委員 この日づけもただいま私はちよつと明瞭にいたしかねるのでございます。

○小林(鏡)委員 それでは日づけを答えていただくわけにいかぬというのでありますが、それは昨年の十二月の釈放される以前であるか、あるいははことしに入つてからであるか、そのくらい広い意味の御答弁は願えませんか。

○齋藤(昇)政府委員 その自白書は、ちよつとそれも差控へさせていたいただきます。去年か今年かくらいはつきりしたらいじやないか。「日付くらいはいいじやないか。」「アメリカへ協力するな。」と呼ぶ者あり。私は場合によれば鹿地氏にそれはいつお書きになったのかを聞きたい、聞く必要があるわけでありす。従つてたまた私の持つておる資料は、いつごろのどういふものかというのを先に申し上げることは、取調べ上どうかと考えるのであります。そういう捜査の面から、いつ書いたものかというのを、ちよつと私は申し上げかねるのであります。

○田嶋委員 ちよつと委員長から申し上げますが、齋藤委員長一昨日の委員会にお見えになつていらぬ席上での事柄でありますから申し上げるのではありませんが、一昨日の委員会の席上で、たゞいま御出席の外務省の井関国際協力局長から発言がありまして、アメリカの出先当局より鹿地氏のスパイに關連した書面があなたのところへ届けられ、あなたがその書面を確認して、そしてアメリカの出先機関もあのスパイ事件の公表をするのだ、こういう発言がありました。だから書面の経緯というものは一応説明された形になつておるのでございますが、その範圍で小林君の質問に対してもお答えが願えればつづかうだと思ひます。なお当初鹿地氏を逮捕したのだということ、占領中ではございますが、鹿地氏を逮捕したことがあるというところはアメリカ軍当局においても確認いたしておる事実であります。そうしてなお鹿地君からはスパイの調書に対する反駁文も新聞を通じて出ておるわけでありすから、それらを勘案して、答えられ

と思ひます。追究いたしません。最後にお伺いしたいことは、その日付がありますか、ないですか。ただ名前だけで日付がないのですか。

○齋藤(昇)政府委員 その点もまず鹿地さんに、一体自白されたという内容はどういう内容であるか、いつごろのいうことを自白されたのか、これを私は捜査上何う必要があると思ひますので、それまでは一応差控へさせてもらいたいと思ひます。

○田嶋委員 ちよつと委員長から申し上げますが、齋藤委員長一昨日の委員会にお見えになつていらぬ席上での事柄でありますから申し上げるのではありませんが、一昨日の委員会の席上で、たゞいま御出席の外務省の井関国際協力局長から発言がありまして、アメリカの出先当局より鹿地氏のスパイに關連した書面があなたのところへ届けられ、あなたがその書面を確認して、そしてアメリカの出先機関もあのスパイ事件の公表をするのだ、こういう発言がありました。だから書面の経緯というものは一応説明された形になつておるのでございますが、その範圍で小林君の質問に対してもお答えが願えればつづかうだと思ひます。なお当初鹿地氏を逮捕したのだということ、占領中ではございますが、鹿地氏を逮捕したことがあるというところはアメリカ軍当局においても確認いたしておる事実であります。そうしてなお鹿地君からはスパイの調書に対する反駁文も新聞を通じて出ておるわけでありすから、それらを勘案して、答えられ

る範圍でもう少し答えていたいただきたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 ただいま委員長の御注意がありまして、今までの答えを考えてみたのであります。やはり私が今申し上げたことに尽きるものでありまして、鹿地氏が反駁をしておられますので、少し違つた点もこちらにあります。私はこの自白書を受取りましたのは十日の夕刻で、それははつきり申し上げて何ら捜査上支障はございせん。その内容を申し上げます。これは、一方の事件の取調べに關係もありまして、また鹿地さんの方にも伺わなければならぬことがございすので、先ほど申し上げます通り、これは差控へさせてもらつた方がいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 鹿地の自供調書がアメリカから渡されて、あなたの管理下にあるというところは明らかになりました。その日付を明らかにされたいところ、私も多大な疑惑を持つておる。と申しますのは、この事件に対しては私も私ども不法監禁があつたことを確信してかきりました。これが公にされる手をつたかというところも想像いたしました。その想像の筋書通りな手をつたてて来ておるのです。そこで私もアメリカの打つ手に國警の皆さんが協力しておるのじやないかという疑いを濃くして来ておる。何がゆゑに日付を發表できないか。發表すれば、あなたの方のトリックが暴露するからであります。これは鹿地氏が新聞の發表にスパイとされたことに対して抗議文を正式に發表しておる。これは鹿地の筆跡でありまして、あなたは鹿地の筆跡

はおわかりのほうであります。アメリカの提出されたものが鹿地の自白調書であることを確認されたのであるから、これをこらんなればはつきりする。昨年の十二月二日に自殺未遂をやつて、その後間もなく、十二月の半ばだと思ふころにキャンナンという少佐に、自分が瀕死の状態であつて頭がもうろうとしておる際に無理に書かせられたというのをはつきり言つておつて、これは新聞にも公表されております。鹿地にあなたが聞きにならぬでも、鹿地の書いたという自白調書の日付は鹿地自身が告白しておる。それを根據にして御答弁をしていただければいいのではないか。私がお聞きしたいことは、この三橋某なる者の電報法違反事件というものは一体いつさうなことがあつたというのであります。鹿地は二十六年の十一月二十五日以来アメリカ軍に監禁せられておつたのでありますから、それ以前だと思ひますが、いつのことでありすか、それをまず第一に伺ひたいと思ひるのであります。

○齋藤(昇)政府委員 それ以前から最近まで続いておつた事件でございす。

○齋藤(昇)政府委員 それ以前から最近まで続いておつた事件でございす。

○齋藤(昇)政府委員 それ以前から最近まで続いておつた事件でございす。

私も多大の疑問がある。あなたは一体、一年以前から継続して活動しておつた、これがスパイ活動であるとしてしまふならば、どういふわけでアメリカ軍の機関がこれに對して処置しなかつたのであるか、それを今日急に逮捕したり、監禁したりと称するのはいかなる理由であるか、その点について明らかにしていただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 スパイ活動と申しますか、その一部分をなす活動と申しますか、これは捜査の技術上いつやつたらいかにという問題が、非常に私は多い事件だと思ひます。ただいまの検査をいたしております三橋某が、電波法違反でございするが、これを取調べてみたところが、大分以前から今日まで続いて来ておつたということでありまして、三橋がこういう電波法違反をやつておつたということを私の方が知つたのは、そうらしいといううわさを聞いたのはごく最近であります。が、確実なことを知りましたのは、本人を検査し、本人の自由によつてわかつて参つたのであります。今これは取調べ中でありまして、その取調べを進めるに従ひまして、私は鹿地氏の書かれたという自白書の内容が、内容といひますか、その事実が真実であつたか否かというところがはつきりして来るだろうと思ひます。私は鹿地氏をスパイ事件に仕立てようと思つて考へておるのではありません。現在あげ、現在本人が自供しておる事柄が事実であるかどうかというその真実を求めようとしておるのであります。これははつきりして参りますならば、あるいは鹿地氏はそういう嫌疑はかけられなければ、詳細な捜査の結果、そう

いふ嫌疑は全然なかつたのだという結果になるかも知れません。私はたゞいまの段階ではそういう心境で真実を求めたい、これに努めておるのでありますから、先ほど閣下が鹿地氏をスパイだスパイだと宣伝しておつたやいまして、これは私は非常に心外に存じております。真実の発見が私は警察の務めだと考へております。

○猪俣委員 私が閣下が宣伝に努めておると言つたことに對して、あなたは憤懣を感じられておるようであるが、われ／＼から見ると、あの発表なるものは奇怪である。なぜならば本日その日付さえ発表できないという。捜査の過程である、すべてが発表できない。ことに三橋なる人物の名前に對しては、発表なさらない。しかるにそれに関連ありやいなやほとんど疑問に属する鹿地耳の名前だけを出されたのはどういふわけか。もし捜査中で名前が出せないというならば、鹿地耳の名前だけを出されたことに對して私どもは疑問がある。しかもアメリカ大使館が発表いたしましたと同時に、さういふ発表を国会でなされておる。主犯者の名前も明かさず、日付を言うこともできず、すべてが疑問に包まれておりながら、鹿地耳なる人物が関係してることだけを新聞にアメリカ大使館と同時に発表されたというその心情を承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 私は自発的に発表いたしましたことは一つもございませぬ。御質問がありましたので、御質問にお答えいたしましたのであります。ただいまも鹿地氏の自白書はどうして手に入れたかとおつしやいましたから、これに答えるのは、鹿地氏の名前が

出ざるを得ない。

○猪俣委員 そうすると、あなたが参議院の外務委員会に鹿地氏の名前を出されたのは、委員の質問に對して出されたのであるか、委員の質問に對して出されたならば、ほかのことについても三橋なる者の名前を言われたのであるかないか。しかるに主犯者の名前を言わずして、関係の薄い鹿地氏の名前だけを、こういうデリケートの際に発表なさるその心情を承りたいのです。

○齋藤(昇)政府委員 参議院の外務委員会の私の答弁を、速記録によつてお調べをいただきたいと思ひます。

○猪俣委員 なおあなたはもう鹿地耳なる人物が関係しておるやの発表をなさつておるから、私もあなたにもつと内容を明らかにすべき責任があると思つておる。鹿地氏の名前だけぼつと出して、あとはもう秘密だ秘密だということとは、鹿地に對して実に出した以上はある程度のこととは明らかにしていただきたい。その意味におきましてお尋ねするのであります。が、この鹿地の自供調書の中に、三橋正雄なる者の名前が書いてあります。か、ありませんか。

○齋藤(昇)政府委員 先ほど申しましたように、これは取調べの済むまではその自白書の内容の公開はごかんべんをお願いしたいと思います。取調べが済みましたならば、あるいは公開ができる事態もあると思ひます。

○猪俣委員 私はあなたに公開を迫るのじやないけれども、鹿地耳の弁護人としての立場から考へましては、鹿地耳の名前を出されました以上は、鹿地氏にそれに対して非

常に憤激をもつて抗議をいたしておるのであります。それに対しては、あなたの方が明らかにしななければならぬ、さういふ明らかにできない事情であるならば、何ゆゑに鹿地耳の名前を出したのであるかそれを聞きたい。

○齋藤(昇)政府委員 私は鹿地耳の名前を自発的に出しておるやうにおつしやいまして、けさからのことにおける答弁にいたしましたも、参議院の答弁にいたしまして、この名前を出さないかと思つておるやうです。いゝゆる鹿地耳氏に關係をしてお聞きになつておられますから、その名前が出ざるを得ない。今検査しておる事件はどういふ事件であるかとお聞きになれば、これはその名前が出ません。私は出す必要はないのであります。無用に出しておるやうにお感じになれます。が、ただアメリカ大使館の発表に、鹿地耳の逮捕はこういう容疑で逮捕したのだといふことの発表はいたした。私の方としては、ちやうど関連事件があるから、その真相を究明している。これが事実であるかないか、その事実を明らかにしたいと思つておる。そこで私はこれが白らしいということ

を申し上げるのも、黒らしいということとを申し上げるのも、今捜査の段階中でありまして、かえつていろ／＼な予断を起させるやうなことを申し上げるのはおもしろくないのじやないか、こういうやうに考へまして、捜査の内容にも支障を来すのではないかと思つておるやうです。

○猪俣委員 それは速記録を調べましてからいづれまた質問いたすことにいたしますが、あなたがさういふデリ

ケートな心づかいでなされたとするに ついては寂然たらざるものがある。かようなデリケートな事件に對して、鹿地耳の名前を出してスパイの嫌疑があるといふことを言われたら大衆にどういふ印象を与えるか、そのぐらゐのことをあなたがわからぬでおいでになりますか、それは捜査中であるから答へられないとおつしやつてすべて

のことを否認なされておる以上は、鹿地耳の名前を出さなければならぬ道理は私はないと思ふ。しかしこれは速記録の一回一答を調べましてからなお尋ねたいことにいたします。

○花村委員 関連して。ちよつと国警長官にもう少しはつきりさせたいと思ひます。初めにスパイ事件に關係のある某と言つたのは、たゞいま問題になつた三橋正雄を意味するものですか。

○齋藤(昇)政府委員 電波法違反で検査したといふのは三橋正雄であります。昨晚が今日検事局に送りました。

○花村委員 その前にスパイ事件に關係のある某と言われた被疑者とは違つておるやうか、同じですか。

○齋藤(昇)政府委員 前におつしやいます。この前の委員会でありましたやうか。

○花村委員 そうです。

○齋藤(昇)政府委員 違つた人間ではあります。同一人ではありません。

○花村委員 そうすると、身柄をいつ拘束して、そしてその拘束するときの逮捕状はいかなる裁判所から出されて、どこに勾留されておるか、その点を明確にしたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 本年本月十日に令状を執行いたしました。本人は都下の北多摩郡の保谷町の人間であります。

から、その所属をいたします裁判所の令状を受けまして、立川署に勾引をいたしました。

○花村委員 そうすると、八王子の裁判所ですね。

○齋藤(昇)政府委員 さようでございます。昨日の夕刻検事に引継ぎ検察庁に渡しました。

○花村委員 そういたしますと、その被疑事件の問題になつたのはいつですか、被疑事件が問題になつて、そして逮捕状を出すという段取りになつたわけでしょうか、その被疑事件を警察で被疑事件として取扱うに至つた日は、何日ですか。

○齋藤(昇)政府委員 警察で取扱うに至りましたのは、その前日に本人が、自分は身の危険を感じたと称して自首して参つたのであります。当日は任意に取調べをいたしました。そのうちに電波法違反事件がありましたから、それによつて令状を執行いたしました。そうして今日の状況になつております。警察権を発動いたしました直接の動機は本人の自首であります。

○花村委員 そうすると、これは少くとも最近の被疑事件として扱われるに至つたことは明瞭でありますね。

○齋藤(昇)政府委員 さようでございます。

○花村委員 そうすると、先ほど小林君から質問があつたのでありますが、逮捕令状が出て、そして三橋というのを逮捕して調べた結果、鹿地のその被疑事件に牽連性があるということを確認されたわけですか。

○齋藤(昇)政府委員 さようでございます。

○花村委員 そうすると、この三橋の供述の上から鹿地が関係があるということを見出したのでなくて、鹿地の衆議院における取調べ等の関係を見て、それで鹿地の言うておることがこの三橋の事件に關係があると認められたわけですか、それはどうですか。

○齋藤(昇)政府委員 三橋の自白の内容から關係がある、三橋の取調べによりましてそのことをはつきりと知つたわけでありまして。

○花村委員 そうしますと、この鹿地については何らの被疑事件はないわけですね、ありますか。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまのところ、被疑事件はございません。

○花村委員 そうしますと、鹿地の供述によつてこの三橋の事件に關係がありそうだとする考えを持たれたように解釈できるのですが、そういうことであるならば、鹿地の供述書といふものが、自白調書といふものと、書類は別に秘密にすべきものでもないし、また秘密にしないでもいい書証じやないですか。いわんやその書類がいつ成立したかというようない付まで挿入に關係があるといふのは、どうもわれわれには納得がいかないのですが、何らの關係はないじやないのですか、もう少し冷静に考えられたらどうですか。

○齋藤(昇)政府委員 やはり本人の自首して話しております事柄とそれが一致をするか、本人の供述をさらに他の方面からも裏づけをして行く必要もありませんので、内容につきましては当分の發表は差控えたと思つております。

○花村委員 その点がよくわからないのです。三橋の被疑事件に少くとも關係を持つておることが、三橋の事件の取調べの上ではつきりしたということであるならば、これは鹿地の調書を事件に援用するということは当然なことではないか、しかしながら、三橋の事件の調査の上からは少くとも鹿地という者がその被疑事件のうちに現れて来ないという調査の過程において、全然別關係な鹿地が供述した調書が關係があるとかつてに國警本部の方できめて、そうしてその調書を援用するといふことであるのですが、少くとも鹿地は何ら被疑事件には關係ないのであるから、そういう關係のない人の自供書にしても、あるいは供述書にしても、あるいは調書にしても、國警が発表するといふことには何らさしつかえもないことであるし、また法律上もその發表を拒むいわれはどこにもないわけじやないのですか。それは一体刑法の何条によつて言われるのですか、その条文まではつきりしてまいりたい。

○齋藤(昇)政府委員 鹿地氏は、私の今の取調べの段階では、これは被疑者といふような考えでは見ておりません。今の事件といつたしましては……しかし現在の被疑者の被疑事実と關係を持つておる——場合によりまして、どう發展するかわかりませんが、そういうことを言いますと、また妙な思ひをせよと言われませんか。

私は申しません。ただ今調査中である、しかも私の借用いたしましたのは、私の事件を固めるため、また真実を明らかにするために借りましたのであつて、これをただいま公表してどうか、向うの機密文書でありますから、向うの許しを得なければならぬ。ただそういうものを前の方に貸したといふことを向うが発表いたしましたし、私の方も借りたといふことを発表いたしましたので、その内容の詳細は今しばらく御猶予をいただきたい、いづれ向うの許可も得、また発表する段階になりますれば自然発表するといふこともあり得ると思つてます。相当の時期をお貸し願ひたいと思つてます。

○古屋委員 重なるようですが明確にしたのですが、三橋の自白はいつ何時ごろ行われたのでしょうか。

○齋藤(昇)政府委員 九日の夕方ですが、夜と承知しております。

○古屋委員 八王子の裁判所の逮捕令状が出たのは、長官は九日か十日と言われますが、明確にしたいですか。いつでしょうか。

○齋藤(昇)政府委員 逮捕令状は十日の午後であります。家宅搜索の令状ももらひまして、同日家宅搜索もいたしました。

○古屋委員 それから後に取調べに着手されたのでしょうか。

○齋藤(昇)政府委員 自首して参りましたときに、即刻任意取調べから入つております。身柄を拘束いたしましたのは十日の午後になつております。

○古屋委員 そういたしますと、鹿地は被疑者ではない。しかるにアメリカ側に要望いたしました書類の参りましてのが十日の夕刻、時間的にまことに

私どもはふしぎに思うのですが、さうな捜査方法が行われるのでありましようか。われわれは三十年でも弁護士をやつておりますが、さうな捜査方法、されたことも聞いたこともなければ、さうな捜査をした事実を承つておりませんが、あまりに早いようでありまして、時間の点はどうですか。すなわちアメリカから強要されて、さういふ問題にくつつけようというやうなことに利用されておるんじゃないですか。

○齋藤(昇)政府委員 私の方は、逮捕をいたしましたら二十四時間以内に検察庁に送らなければならぬので、なるべく早く事実を固める必要がありまして。九日の晩に自首いたしました。夜通し自供をいたしました。その証拠固めとして、一方は家宅搜索をし、本人を逮捕し、一方は資料の収集をいたしました、さうなわけでありまして、早過ぎるといつてしまふわけはないと思ひます。

○古屋委員 何がゆゑに鹿地の書類——これは重要な國際關係を持つておる書類だと思つておりますが、先刻小林委員からその点については御質問があつたようですが、本件の書類を取寄せるに至りました動機があまり明確になつていません。まことに私も納得行かないのです。相當の期間の御調査を遊ばされてから後に、直接鹿地が關係があるという事実を露見されてから取寄せるか、あるいは照会をするというなら納得が行くのですけれども、搜索し、逮捕し、即刻外國側に向つてさうな証提はございませうかという照会をするというやうな、その心境、捜査にどういふ必要でやつたの

か、この点は小林委員からも質問されましたが、つきり申し上げておられぬようですが、明確に承りたいのであります。

○犬養國務大臣 これは猪俣委員のお言葉もありましたので、最後に総括的に当局の態度を申し上げようと思いましたが、それを申し上げませんと、御議論がだん／＼深刻になつて参りますので、委員長のお許しを得まして、この際総括的に鹿地氏並びに檢察庁に昨夜まわしました被疑者の問題についての心構えを申し上げたいと思ひます。

猪俣委員が鹿地氏の弁護人として、鹿地氏の名前だけが出て、あとのことがあいまいであるというお感じで義憤を禁せられる気持もよくわかつております。また古屋委員の今言われた根本の意味も私はよくわかつているつもりでございます。この事件が起りました以来、連日鹿地君をスパイに仕上げるというような方針でやつてならないことは、互いに戒め合つてゐる次第でございます。日に何度となくそのことを念を押す、また当局ももちろん同意の上にならざるを得ないと思ひます。

三橋という被疑者が、身辺の危険を感じて自首して参りました、いくばくなくらずしてアメリカ側にある関係書類を取寄せる方がいいという感じを早くも持つたのであります。同時にこの問題は、よほど当局が説明を慎重にいたしましたように、鹿地氏の人権にかかわることであり、その点、私もこの戒めからいまいな感じを花村委員に与えたと思ひます。申し上げ得ることは、身辺の危険を感じ

て自首した、なぜ危険を感じたんだという尋問になりまして、どうも関係書類を取寄せてはつきり裏づけをした方がいい、また三橋正雄なる者の人権にも関係することでございますから、それで至急取寄せたのであります。またこれには思ひやうなところによいかもが来たというやうなそういう態度でやつてゐるのではございません。そういう態度でやつたら、この事件が済んだあといずれ真相がわかることであつたとして、当局として正しい道でなかつたことはもう必ず暴露する。私も就任中そういう政治をとつたという足跡を残したくないので、昨日もここにいう刑事局長と、できるだけそういうやうなことにやらないように十分に冷静にやるうじやないかと云つて、夕方特に国会内の部屋に来てもらひまして、私は注意を喚起した次第でございます。心構えは最後に申し上げようと思ひましたが、これを申し上げませんとなかなか議論が活発になりますので、委員長のお許しを得て途中で申し上げる次第でございます。

○古屋委員 ただいま法務大臣から心構えを承りました。ただ最後に一点だけ。今日の毎日新聞を見ますと、UPの支局長の記と書いてこういう記事があるのではありませんか、これで私も最初日本側に鹿地の拘禁をしたときに通告があつたのではないかと疑い、この記事から受けるのであります。が、こういうことを書いておられます。

「UP特約(東京) ポート東京支局長(支局長)が確かな筋から得た情報によれば、米中央諜報局(CIA)は鹿地亘氏をスパイ容疑で日本側国警の承認を得て昨年末から去る七日夜まで拘禁してゐたといわれる。」かやうな記事がございします。ただいま私も私どもが質問いたしましたのは、国警に連絡があつて承知してゐるので、非常に早く捜査あるいはこの書類の取寄せに着手したという感じを持つておりましたので、実は質問したのであります。ただいまの法務大臣の心構えで大体その点は了解しました。

○猪俣委員 今古屋君からの質問がありました。今古屋君にもう一度お願いしたいのであります。今向うの情報では、鹿地を監禁したことは国警に通報があつた、あるいは了解があつた、あるいは了解の上でやつたというやうなことになるのであります。あなたはそのやうなことを了解したことがありませんか。

○齋藤(昇)政府委員 UPの通信は私はまことに意外としたのであります。が、鹿地を逮捕するあるいは拘禁するについて、国警が了解をしたあるいは国警に通告があつたということは絶対にございしません。私は全然承知いたしておりません。従ひまして、UPの東京支局長に私は抗議を申し込むつもりでいるわけであり、真相を釈明してもらおうと思つております。

○猪俣委員 実はこの問いをあなたに発したのは、多少私どもの調査にも疑惑があるのではありません。それは鹿地亘氏がずつと岩崎、川崎、茅ヶ崎、それから最後の代官山、四箇所を転々として軟禁されたのであります。それが終始ついて歩いてゐたのは光田軍曹と称する二世のアメリカ軍人で、鹿地君が言つたのは、この男がときどき、警察には連絡してあるから心配な

いということを言つておつたのであります。山田善二郎という証人に聞きますと、警察はまあ連絡してあるからいいが、これが現れると新聞社がうるさい、こういうことを数回漏らしておつたということを私は聞いてゐるのであります。そこでさうなことがもしあるといたしますと、はなはだ遺憾と存じまして、念を押したわけであり、間違ひありませんか。

○齋藤(昇)政府委員 私は存じません。鹿地氏の捜索願ひが出まして以来、あらゆる情報を集めてゐるのであります。が、この警察からも、どの自治警からもさういつたことがあつたという報告は接しておりませんから、さうなことは私はなかつたものと信じております。

○猪俣委員 私もさうに信じたいと思ひます。ただ向うかうさかねじが出せない、出されないやうに、あなたの方のさうな事実のないことの立証をよくやつておいていただきたい。最後にやつて実はあつたのだ、向うが不法監禁したのじやなかつたのだというやうなことにされましては私どもはなはだ迷惑です。また向う側の態度がどうか、これは念を押しておきます。

それからなお、妙な質問になりますけれども、三橋正雄なる人物は確かに、あなた方が逮捕したと称し任意出頭したと称する人物は三橋正雄なる人物でありますか。それは間違ひありませんか。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの取調べの段階では間違ひはなからうと思つております。なお檢察庁でもお調べになつてゐると存じます。

○猪俣委員 これは法務大臣もおいでになりますから、とくとその点を御調査願ひたい。ある場合によりまして、これは仮名であります。これは例のキヤナン中佐から出た名前であり、この鹿地を監禁いたしました二世の軍人は、光田に橋本に福本正、それから野村何雄、この四人が関係してゐる。光田のミツに橋本の橋に、正の正に、野村何雄の雄、これをくつつけて三橋正雄というのをつくつたんじゃないか、こういう疑惑もあるのではありません。さうしてこれは彼らの偽備である。これを多少私は疑つてお考えになつてよろしいと思ひます。なぜならば七日の夕刻出て、八日に鹿地が釈放されたことが発表になる。九日に任意出頭してゐる。いわゆる短波を使つてスパイをやろうというやうな人物が、恐れ入りました、生命の危険でござんすと言つて任意出頭したということは解しかねる。十日には鹿地はスパイしたものであるという大使館の発表があり、国警長官の国会における発表がある。伊関政府委員は、国警長官は確認したと法務委員会では証言してゐる。これは伊関さんにとつてこの心情を承りたい。ここに警と外務省とアメリカ大使館、どうもこの三者の連絡があまりにつき過ぎてゐる。私も多少の疑惑を感じる。最後のよりどころは法務省であります。がゆえに、犬養國務大臣の試金石だ。これはあまり常識に法律をマツチさせたやうな常識論を振りまわされてはいけません。が、高度の文化人としての人道主義に立つて、あなたが決定的に究明されたいことを希望いたします。

○田嶋委員 ちよつと猪俣さんにお

聞きしますが、この問題の起りは鹿地君がこの前の当委員会の証人に出たとき、当然触れなければならぬこの問題に触れなかつた。そこでスパイの発表が後に起つて当委員会のごうした発言も起きていたわけなので、どうしても鹿地君にも一度来てもらつて、これらの点を究明する必要があるのじやないかと思つたのですが、どうでしょう。出られますか出られませんか。

○猪俣委員 実は当法務委員会においてわれ／＼が取上げましたのは、人権擁護の立場からで、敬禁されておつたことがあるのかないのか、不法監禁であるのかないのかという点で私どもは調査に乗り出したのです。その結論がないうちにこのスパイ問題が出て来たのであります。私は鹿地氏の健康状態が回復するとともに極力出席をさしたいと思つますが、これはどうも当法務委員会の職責上適當であるかどうか疑問であり、これは警察から調べていただきたいと私の方では考へておりまして、当法務委員会に出る前に、なるべくすみやかに警察に調べていただきたく私考へております。なおその間にも大抵の輪郭につきまして当委員会に証言することは、私極力させたいと思つております。あの日は二十分というのをそれでも一時間近くになりましたので、帰つてから三十八度三分の熱を出しまして、二日間絶対安静になつてしまいました。これは怪奇な事件でありますので、なか／＼あれだけのことで真相はわからぬ。

なお最後に犬養大臣にお尋ねするが、犬養大臣は鹿地の証言を見て峰から峰だけわかるが、谷間々々がわからぬと仰せになつてゐる。あるいはそう

かもしれない。但しあなたの方に伺いたいことは、一体アメリカ軍の発表、アメリカ大使館の発表は峰や谷がわかつてゐるのかどうか。これに対してあなた方が疑問的な言葉を発せられたことを聞いたことがない。われ／＼がこれだけ具体的事実を出して、国会が活動して相當の事実が明らかになつてゐるにかかわらず、あんな突に簡単きわまる、逮捕したがすぐ釈放したということをやつておられます。しからばいつどこでそれが釈放したか、それくらいのことゝを發表する義務があるわけなのですが、一切それを發表しない。そして今度は大使館の發表として、鹿地がスパイ事件に關係があつて逮捕したというふうなことを發表した。この内容も明らかでない。これは一体峰なんだか谷なんだか、峰も谷もさつぱりないじやありませんか。これに対してあなたは疑問を持たれないかどうか、この發表で満足せられておるかどうか、あなたの御所見を承りたい。

○犬養國務大臣 先日、今お話のように参議院の外務委員会に私と國警長官と呼び出されまして、いろいろの委員から質問を受けました。御承知のように老練な委員でありまして、先ほどの齋藤長官の語に觸れるのであります。いろいろ／＼の質問が急でありまして、察庁に送りまされた被疑者と鹿地君の質問が答へに出て来たわけでありまして、そのときも長官と私は、できるだけ鹿地君の人権を尊重するようにやつて行こうと言つて、私語をしながら答へに立つていた次第でございます。今猪俣委員から御指摘の、鹿地君の話は真実であらう、しかし山の峰と峰は

はつきりしたが、そのつなぎについてどうもふに落ちない点もあると私が答へましたのは、委員の御稱君の、何かふに落ちぬことはないか、全然ないのかという御質問を受けて立つた次第でありまして、アメリカ大使館の聲明と比較して片方には谷がない、片方は大ありだといふふうな言つたわけではないのでありまして、ここでは國際關係にも關連いたしますのでいろいろ／＼のことは申し上げかねますが、根本としてはあらゆるものについて念のためもう一度考え直すという態度をとつております。実は昨日も、押収いたしました物的証拠についても、念のためこうし

た方がいじやないかという話を私自身から申したくらいでございます。あらゆる方面からの材料について、一応念のためこちらの認定において検討し直すというくらい自主的な態度がなければ、この問題については公正と言えない、こういう信念をはつきり持つておりますから御了承願ひたいと思つておられます。

○猪俣委員 私は伊関さんにあとで伺いたいと思つておられます。

○後藤委員 ちよつと國警長官にお尋ねします。本件は鹿地が不法監禁されたかどうかというところが事件の本筋でありまして、途中からスパイかどうかというふうな問題で横道に入つて参つたわけでありまして、鹿地が不法監禁されたかどうかというところで重要な關係がありますのは、岩崎邸に鹿地が行つておつたかどうか、それから川崎に行つておつたかどうか、あるいは茅ヶ崎に行つておつたかどうか、それからまた代官山の方に行つておつたかどうか、何のためにだれのさしづによつて

そこに行つておつたか、いつからいつまでの期間そこにおつたかというふうなことを調査するのが必要なことだと思つておられます。そういう点について調査は行われておりますか、どうでしょう。

○齋藤(昇)政府委員 一応今まで山田氏の筆記なりその他が出ておるのであります。これらの裏づけの捜査をいたさなければなりません。この地域が警視庁、茅ヶ崎自治警、藤沢市警にまたがつておりますので、まず警視庁が中心になりまして他の自警ともよく連絡いたしましたして、國警がその連絡の中心になつて調査を進めております。せっかく今警視庁でやつてもらつておるのであります。警視庁といたしまして一番大事なのは、やはり鹿地氏に一切の事情を聞く、どこでどういふふうな人相のどういふ人にとりだされたかというところを聞くことが必要であります。従つてまず警視庁で近く鹿地さんの健康の回復を待つてそういう段取りができる。一方ただいままでの材料によりまして裏づけのできる点は裏づけしたいと考へております。

○後藤委員 重ねてお聞きますが、鹿地に聞くことももちろん必要であります。鹿地は先日当委員会におきまして証言してゐるし、それから山田も証言しておりますが、なお關係のアメリカ大使館の方にはどういふことを調査する気持はありますかどうですか。

○齋藤(昇)政府委員 それは外務省を通じて、外交交渉でアメリカ側の調査をお願いしておられますことは、先ほどから外務大臣もお答へになつておつた通りであります。

○後藤委員 そういたしますと、國警

としては、アメリカ大使館に対してはそういうことについて直接照會はしてないわけですね。また将来そういうことをする気持はありますか。

○齋藤(昇)政府委員 大使館に對しましては、國警が直接交渉するといふつもりはございません。

○後藤委員 わかりました。

○小林(鈴)委員 法務大臣に簡単にちよつと一点だけ伺ひしておきます。三橋某が非常に身の危険を感じて自首したといふのですが、その身の危険は、どういふ方面から来る危険を感じたのか、アメリカ方面からか、あるいはソビエト方面からか、あるいは考へによつては鹿地の關係方面といふふうにもわれ／＼は想像つくのですが、身の危険を感じて自首したといふ、その危険はどういふ方面から起つてゐるか、その点をお伺ひしたい。

○犬養國務大臣 これもはつきり申し上げられると非常によいのですが、それはなぜお前危険を感じてゐるのかといふことになつて来まして、アメリカ側にある書類を讀んでみる必要が出て来るので感じた、こういうことなんです。それをはつきり申し上げられるといいのですが、これはみんな人権を尊重しなければならぬ關係がございまして、うかつかり申すと名譽に關係いたしますから、もうしばらく御猶予願ひます。

○猪俣委員 私は伊関政府委員にお尋ねいたします。あなたは昨日法務委員会で言つたことを御訂正になりましたので、人間いかなる場合でも失言もあり、言い違ひもありますから、それをあまり追究する意味じやないのですけれども、ただあなたの頭腦の中心に

おいて私どもどうも疑いを持つ点がある。それはきのうの発言というものは、ただ言い違いだという内容じやないものであります。それから米側が発表いたしました後段の「鹿地氏が有る国のスパイであつた」という事実は、国警当局においても確認いたしております、これには間違はございません、それで国警当局と打合せた上でこの発表に対し同意を与えたということであり、かようにあなたに非常にはつきりおつしやつた。取消す余地がない発言をなさつた。これはあなたはいかなる材料に基いてかような発表をなされたのであるか、アメリカ側から承つたのであるか、あるいは国警とアメリカ大使館とあなた方三者の打合せの結果、こ

かという運命のきわに立つて、アメリカ大使館の面目を尊重することが大切であるか、わが民族の将来の生命の安全を保障することが大切であるか、これは重大な問題であります。その際にあなた方が、ただいたずらに外交官的頭のもとに「われ／＼の考へておりまする人権擁護、生命尊重、個人の自由尊重、これが民主主義の根本でなければならぬ。かようなことを犠牲に供してまでも他国のごきげんを伺う必要はない。ぼくはあなたのこの証言は、この鹿地のスパイ問題が外交上非常に有利になつたような頭で、雀躍してこの発言をされて、少し言い過ぎてしまつたのではないかと思う。ほんとうに鹿地のことを考えるならば、かような発言があなたの魂から出て来ないはずである。私はそれを遺憾に存じます。しかもわが同僚の古屋君はあなたに念を押しておる。やはり同じ答弁をしておる。もう鬼の首をとつたような態度で答弁をしておる。この答弁の中に躍動いたしておりますあなたの魂に対して、私どもは反省を求めるのであります。デリケートなこの問題について、いやしくも政府委員として、国会の正式の委員会においてかような発言をし、翌日はこれをまるきり取消してしまふ。これではいけないと私は思います。どうぞ日本の国の外交官、日本人の外交官だということをお忘れなきよう御努力願いたいと思います。以上であります。

○伊藤政府委員 先ほども申し上げましたように、アメリカ側の、鹿地氏がスパイであつたという書面を国警長官が受取つたということを確認した、そう申し上げようと思つておつたわけであり、それが少し言葉が足らなかつたわけであり、

○田嶋委員長 他に御発言はありませんか——他に御発言がなければ、本日はこの程度に止めます。次会は来る十七日午前十時より、電源スト等に関する国内治安問題について参考人をお呼び

ますから、御了承願います。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十六分散会